

年 月 日

岩手県知事 様

協議者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称並びに代表者の氏名）

県外産業廃棄物搬入事前協議書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第2条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

新規
更新 更新前の事前協議の適合通知書： 年 月 日 資循 第 号

排 出 事 業 場	(名 称)			
	(所在地)			
	〒			
	[TEL]			
	(業 種)			
県 内 へ 搬 入 す る 産 業 廃 棄 物	種 類			
	性 状			
	搬 入 量	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年
	種 類			
	性 状			
	搬 入 量	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年
搬 入 期 間	(1年間以内の協議の場合) 協議終了後1年間 年 月 日から 年 月 日まで		(格付けを取得した事業者に委託する場合) 協議終了後 2・3・4 年間 年 月 日から 年 月 日まで	
搬 入 経 路				
搬 入 時 間 帯	午前 ・ 午後 : ~ 午前 ・ 午後 :			

備考1 「新規 更新」については、該当するものに○印を付してください。

2 別紙に所要事項を記載の上、添付してください。

		<p>処理方法、設備、能力及び場所</p> <p>処理方法 設備 能力 場所</p> <p>処分上の留意事項</p>
現在の処理方法		
県内に搬入しようとする理由		
適合通知書の送付先	<p>〒</p> <p>住所</p> <p>会社名及び担当者氏名</p> <p>電話番号</p>	

備考1 「1 自己 2 委託」については、該当するものに○印を付してください。

- 2 「格付け区分 (収集運搬 (中間処理・最終処分)) ☆ ☆☆ ☆☆☆ 省令基準該当」については、県外産業廃棄物の処理を委託する産業廃棄物処理業者が育成センターから格付けを取得している場合における当該格付けの区分等に該当するものに○印を付してください。